

8 . ポツダム宣言

・ ポツダム宣言

そもそも、ポツダム宣言とは何かというと、連合国側が、今だ軍事行動を継続する日本に対し、条件を提示して、その条件に従うならば戦争を終わりにするという降伏勧告の声明である。しかし、もしこの条件に従わなければ、「究極の軍事力の使用」(第3項)も辞さず、その行き着く先は「日本国土の完全なる破壊」(第3項)あるのみである、という日本に対する脅しである。「究極の軍事力」とは何かというと、これは原子爆弾のことである。ポツダム宣言の第1項～第5項と第13項には、原子爆弾の使用を匂わせた、日本に対する威嚇的な内容が書き記されている。

残りの第6項～第12項に明記されているのは、戦争を終わりにするための「条件」である。具体的に見ていくと、まず、第6項に軍国主義の除去が綴られている(「日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は永久に除去せられざるべからず」)。そもそも米国は、日本の軍国主義つまり日本という戦争マシーン国家をぶち壊すためにこそ戦火に身を投じた。

ポツダム宣言第12項には、主権在民の原理が記されている。つまり「日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ」政府を樹立する、という基本原則である。

第10項には、「言論、宗教及思想の自由」と「基本的人権の尊重」が明記されている。このポツダム宣言第10項を根拠に、明治憲法の改正が必要とされた。そして、実際に昭和憲法を制定していく上での基本方針とされたのが、この第10項である。

これらの条項を条件として、連合国は日本に降伏勧告した。戦争を終わりにしたいのなら、こういう条件を呑めと日本に迫まった。この警告がポツダム宣言である。

このポツダム宣言は実は、「国際連合憲章」(以下「国連憲章」とする)と密接な関係にある。国連憲章なくしてポツダム宣言はない。国連憲章の3つの目的(「平和」、「主権尊重」、「人権尊重」)がポツダム宣言にも盛りこまれ、そしてそれらは昭和憲法の3つの原理(「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」)となる。国連憲章と昭和憲法をつなぐもの、それがポツダム宣言である。

参考文献

原秀成『日本国憲法制定の系譜』(日本評論社・2004年)

(参考資料)

右ページにポツダム宣言の報訳文が載っています(下線は編集者)。

ポツダム宣言

千九百四十五年七月二十六日

米、英、支三国宣言（千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ）

- 一、吾等合衆国大統領、中華民國政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣八吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ
- 二、合衆国、英帝国及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ歸セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ
- 四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引續キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカラ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ
- 五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ 吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス
- 六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス
- 七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯合國ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ
- 八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ
- 九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ
- 十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルヘシ
- 十一、日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルヘシ
- 十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ
- 十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊）